

TOYAMA Free Wi-Fi の利用開始手続きに関するこれまでの考え方について

本協議会においてはこれまで、利用者の利便性を第一と考え、以下の方針により運用しているところである。

- ① 利用規約の同意のみで利用可能とするワンタップ方式の採用
- ② 無線区間の暗号化はしない
- ③ 利用者追跡の手がかりとして、利用時に MAC アドレス取得するとともに、有害サイトへのフィルタリング、接続時間の限定（1回3時間）、一定期間ログを保管するなどのセキュリティ対策により、一定のセキュリティ確保
- ④ セキュリティに関する注意喚起・意識啓発の取り組み
ただし、国の動向を踏まえ、必要があれば改めて検討することとしている。

【参考】

1 京都府におけるフリーWi-Fi の認証方式の見直しについて

- ・当初、事前にメールをやり取りしてゲストコードを取得する手続きにより、Wi-Fi サービスを提供
- ・平成25年12月より、外国人観光客への利便性向上を目的として、利用規約への同意だけでWi-Fi サービスの利用を可能とする方式へ変更 ⇒本県と同じ「ワンタップ方式」の導入
- ・京都府警からの改善要請等により、平成27年10月1日より認証方法を、利用者が実際に利用しているSMSアカウントまたはメールアドレスの入力による認証の2方式に再度変更

2 総務省補助事業「観光・防災Wi-Fiステーション」の補助要件見直しについて

- ・平成28年度以降、利用者の利便性及び不正利用防止の観点から、補助金の交付要件に認証に関する要件が追加された。

【補助対象となる認証方式】

- ① SMS（ショートメッセージ）・電話番号を利用した認証方式
- ② SNSアカウントを利用した認証方式
- ③ 利用していることの確認を含めたメール認証方式

- ・今年度限りの特例措置として、上記認証方式を満たしていない既存の公衆無線LANへの追加整備時においては、この要件の適用除外とされた。

交付要件となる認証方式について

公衆無線LAN環境の不正利用の防止が一定程度必要と考えられる場合において、総務省の補助金（「観光・防災Wi-Fiステーション整備事業」、「公衆無線LAN環境整備支援事業」）を活用して、地方公共団体等が公衆無線LAN環境を整備する場合、一定程度の本人性が確認できる認証方式が必要。

総務省としては、利用者の利便性及び不正利用防止の観点から、①による認証方式、②及び③の認証方式併用（※1）のいずれかを原則として求める。（※2）

①SMS（ショートメッセージ）・電話番号を利用した認証方式

②SNSアカウントを利用した認証方式

③利用していることの確認を含めたメール認証方式（※3）

（※1）利用者が②又は③の認証方式を選択し、どちらか一方の認証で利用可能となる認証方式。

（※2）上記認証方式を適用しなくてもよいケース

- ・災害時における公衆無線LANの開放時
 - ・屋内外問わず、利用者の容姿又は氏名の確認を取ることが可能な場所での使用時
 - ・（上記認証方式を満たしていない）既存の公衆無線LANへの追加整備時（平成28年度当初予算にかぎり適用可）
- なお、いずれかの方式で実施することが困難と認められる場合には、対面配布方式や②又は③の認証方式の単独実施でも認める場合がある。

（※3）メール認証方式について、主に国内携帯キャリア契約者以外（訪日外国人等）はメール受信ができないため、訪日外国人受入環境整備の目的でWi-Fiを設置する場合は、手続きにかかる最初の数分間はネット接続を可能とする、又はメール受信のみネット接続を可能とするなどの対応が必要。

これまでに補助金を活用して整備してきた団体に対しては、上記認証方式を周知し、変更を推奨していくこととするが、上記認証方式は本事業の交付要件として定めるものであり、これまでに各エリアオーナーが整備してきた公衆無線LAN環境や今後本補助金を使用しないで整備を予定している公衆無線LAN環境について、規制するものではない。